

平成 28 年度 第1回海老名市下水道運営審議会 次第

日 時:平成28年5月25日(水) 午後2時から
場 所:海老名市役所 3階 政策審議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 自己紹介

4. 議 題

(1)会長・副会長の選任について

(2)海老名市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部
改正について

5. そ の 他

(1)報告事項

海老名市下水道条例及び海老名市指定工事店規則の一部改正について

海老名市都市計画下水道事業受益者負担に関する 条例施行規則の一部改正について

1 概要

海老名市では海老名市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例を昭和48年に制定し、昭和52年に同条例の改正を行うとともに、海老名市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則を制定しました。

受益者負担金の徴収については、下水道が供用開始された、昭和53年から徴収を開始しています。

2 受益者負担金制度の基本的な考え方

公共事業は、通常、その受益が広く一般の住民に及ぶため、その財源は主に税金によっている。しかし、事業によっては、特定の者に対してのみ著しい利益が生じる場合がある。そのようなとき、当該利益を受ける者に対し、その利益の範囲内で事業費の一部を負担してもらうことにより、負担の均衡を図ろうというのが受益者負担金制度の基本的な考え方である。

公共下水道に受益者負担金制度が採用される理由は、

- ・下水道が整備されることにより利益を受ける者の範囲が明確であること。
- ・下水道の整備によって特定の地域について環境が改善され、未整備地区に比べて利便性・快適性が著しく向上し、結果として、当該地域の土地の資産価値を増加させること。
- ・早期に受益する者に相応の負担を求めることは負担の公平という観点から適当であること。

等の理由からによる。

3 受益者負担金制度の法的根拠等

下水道事業が都市計画事業として実施される場合は、都市計画法第75条を根拠として受益者負担金制度を採用しています。都市計画法第75条において、受益者負担金について、以下のことが定められています。

- ・都市計画事業によって著しく利益を受ける者に対し利益を受ける限度において、事業に要する費用の一部を負担させることができる。（第1項）
- ・受益者負担金を徴収する者の範囲及び徴収方法は、条例で定める。（第2項）

受益者負担金制度は、都市計画法のほか、法律に基づき規定される条例により実施され、昭和44年9月1日付建設省都市局長通達「都市計画下水道事業受益者負担金の徴収について」により、下水道事業受益者負担に関する標準条例案が示されています。

4 受益者負担金の徴収猶予

負担金の徴収猶予について、多くの市町では、徴収の実効性及び合理性確保のために、徴収猶予制度が条例等により規定されています。本市は、海老名市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 1 2 条において、徴収猶予できる者の範囲について規定し、市条例施行規則第 8 条において徴収猶予の手続き等について定めています。

別表第 1（第 8 条関係）下水道事業受益者負担金の徴収猶予基準

徴収猶予の対象となる土地	徴収猶予率	徴収猶予期間	適用条項
1 田、畑その他のこれに準ずる土地（ただし、土地の状況により宅地と認められるものを除く。）	パーセント 80	宅地として使用し、又は使用できる状況にあると認められるときまで	条例第 12 条第 1 号
2 係争地	100	受益者の決定（判定）まで	条例第 12 条第 1 号
3 災害等により負担金を納付することが困難であると認めたとき。	市長の認定する率	市長の認定する期間	条例第 12 条第 2 号
4 市長がその状況により特に必要と認めたとき。	市長の認定する率	市長の認定する期間	条例第 12 条第 3 号

市条例施行規則第 8 条の規定では、「徴収猶予を受けた者で、その猶予の理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。」ことが定められていますが、実際に届出を出される所有者が少ないことが、昨年度に実施した調査で確認されています。

そのため猶予決定時の土地の利用状況と現在の利用状況が相違してきています。

5 徴収猶予地の現状把握等について

徴収猶予地の現状把握については次のとおり実施し、現況との相違があった時には、速やかに所定の手続きを行うこととします。

- (1) 徴収猶予者からの土地現況届の提出
- (2) 土地の現況と徴収猶予地との照合
- (3) 徴収猶予者と土地所有者との照合

6 市条例施行規則の改正点

受益者負担金制度は、昭和 53 年度から実施しており、徴収猶予を受けている受益者については、既に 40 年近くが経過している方がいます。そのため、徴収猶予地であることを所有者自身が理解していない事例が見受けられます。

このことから、「所有者の方に徴収猶予地であることを周知し理解していただく」「土地の状況を確認し適正な管理を行う」ことを目的に、市条例施行規則の一部改正を行います。改正内容は、次のとおりです。

- (1) 徴収猶予者は、毎年土地の現況届を提出する。
- (2) 徴収猶予者が土地の現況届を提出しないときは、徴収猶予を取り消す。
- (3) 取消を行ったときは、徴収猶予取消通知書により徴収猶予者に通知する。
- (4) 徴収猶予取消通知を受けた場合の負担金の納付時期を定める。

※ この改正により、徴収猶予制度の適切な運用を図り、もって、納付者との公平性の確保を図ります。